

商品種別算定基準（PCR）

（認定 PCR 番号：PA-CL-01）

対象製品：床敷物

2011 年 9 月 20 日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

※なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日
までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを
有効とする。

“床敷物”

Product Category Rule of “Floor coverings”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「床敷物」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・この PCR では、日本標準商品分類 床敷物(821)を対象とする。 ・ただし、現時点では、このうちの「プラスチックタイル(821723)」を対象とする。
2-2	対象とする構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体 ・ 梱包資材 ・ 接着剤等の工事用消耗資材(施工時) ・ ワックス等のメンテナンス用消耗資材(使用時)
3	引用規格および PCR	<p>次の PCR を引用した場合は、この PCR の一部を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① PA-BC プラスチック製容器包装 ② PA-BB 紙製容器包装(中間財)
4	用語および定義	<ul style="list-style-type: none"> ① プラスチックタイル 主にプラスチック樹脂を原料とするタイルをいう。プラスチックタイルには主に「複層ビニル床タイル」や「コンポジションタイル」等が含まれる。 ② 複層ビニル床タイル クリア層やバック層など複数の層で構成されるタイルをいう。 ③ コンポジションタイル 材料を混成し圧力を加えることで製造されるタイルをいう。 ④ PVC(polyvinyl chloride)レジン 塩化ビニル樹脂を主成分とする粉体状または粒状の材料をいう。 ⑤ 再生 PVC(polyvinyl chloride) リサイクル工程を経て供給される塩化ビニル樹脂を主成分とする粉体状または粉砕、粒状等の材料をいう。 ⑥ 充填材 製品の寸法安定性、対衝撃性、成型加工性を得るために配合される、主に炭酸カルシウムなどをいう。 ⑦ 添加剤 可塑剤、顔料、安定剤などが含まれる。 ⑧ ガラス基材 プラスチックタイルの寸法を安定させるためのガラス性シートのことをいう。 ⑨ 意匠シート タイルの表層にある柄や色を付加するシートのことをいう。 ⑩ 梱包資材 段ボール、ハードボード(型紙)を含む出荷段階で使用する資材をいう。 ⑪ 表層および副資材 ここでいう表層とは、製品の表面の磨耗防止、メンテナンス容易性を確保する為に使用されるクリアフィルムなどのシート及びデザイン性を付加する為に使用される意匠シートなど、主に製品の表面部分に利用される材料である。副資材とは、商品の中間層に利用される材料のうち、製品の寸法安定性を確保するために使用されるガラス性シートなど、中間層に使用される構成材料ではない材料である。

		<p>⑫ 本体 ここでいう本体とは、主にプラスチック樹脂等を素材とする成型層、表層および副資材等で構成される敷物状の製品をさす。</p> <p>⑬ 廃棄物等 処分されるもの、リサイクルされるものおよびリユースされるもの。</p> <p>⑭ 廃棄物等の適正処理 処分されるものの焼却および埋立等の処理、ならびにリサイクルされるもののリサイクルの準備プロセス。</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	・販売単位もしくは面積単位(m ²)とする。
5-2	ライフサイクル段階	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料調達段階 ・ 生産段階 ・ 流通段階 ・ 使用・維持管理段階 ・ 廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、中間財の場合は、「流通段階」および「使用・維持管理段階」を除くこと。</p>
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい。 ・ 製品を生産する設備等の資本財は対象外とする。
6-3	データの収集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の連続した 1 年間とする ・ 直近の連続した 1 年間のデータを利用しない場合は、その理由を提示し、データの妥当性について検証の対象とする
6-4	配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重量比で配分する ・ プロセスの特性に応じてその他の配分方法を設定することが出来るが、その妥当性は検証の対象とする
6-5	カットオフ	<p>カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフの範囲を明確にし、その GHG 排出量が、総ライフサイクル GHG 排出量の 5% 以内となることを示さなければならない。</p>
6-6	その他	<p>【輸送に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのサイト間輸送を計上する ・ 燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する ・ 輸送距離の測定は、実測に加えナビゲーションソフトの情報でもよいものとする ・ 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B (規定)に示す <p>【廃棄物等の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各段階で排出される廃棄物等は、排出元から最終処分場までの輸送、および各処理場での適正処理に係る GHG 排出量を、廃棄物等が排出される段階に計上する。 ・ 焼却処理を行う際は、廃棄物中の化石資源由来の GHG 排出量、および、廃棄物の焼却処理に係る GHG 排出量を計上する ・ バイオマスを焼却または生分解した際に発生する CO₂ 排出量は計上しない ・ リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量を計上する ・ 間接影響は計上しない

		<p>【リサイクル材の取扱いに関する規定】 原材料の投入物としてリサイクル材を使用する場合は、その製造および輸送に係るGHG排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスやリサイクルプロセスに伴うGHG排出量を含めることとする。</p> <p>【地下水の取扱いに関する規定】 用水に地下水を使用している場合は、地下水をくみ上げる際に必要なエネルギーの供給および使用に係るGHG排出量を計上する。</p> <p>【廃水の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水を下水道に排水している場合は、下水処理場での適正処理に係るGHG排出量を、廃水が排水される段階に計上する ・ 廃水を浄化槽等の処理施設で処理した上で公共用水域へ放流している場合は、処理施設での適正処理に係るGHG排出量を計上する ・ 処理施設で発生する汚泥等の取扱いは、前述の【廃棄物等の取扱いに関する規定】に従う <p>【自家発電の取扱いに関する規定】 自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種毎に収集し、燃料の供給および使用に係るGHG排出量を計上する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>原材料調達段階には次のプロセスを対象とする。ただし、実際の原材料調達段階において存在しないプロセスについては、評価する必要はない。例えば、プラスチックタイルの中でもコンポジションタイルの場合は表層および副資材が使用されないため、表層および副資材の製造プロセス、および生産段階への輸送プロセスが除外される。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVCレジンの製造プロセス ・ 再生PVCの製造プロセス ・ 充填材の製造プロセス ・ 添加剤の製造プロセス ・ 表層および副資材の製造プロセス <p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVCレジンの生産段階への輸送プロセス ・ 再生PVCの生産段階への輸送プロセス ・ 充填材の生産段階への輸送プロセス ・ 添加剤の生産段階への輸送プロセス ・ 表層および副資材の生産段階への輸送プロセス <p>③ 梱包資材の製造プロセス</p> <p>④ 梱包資材の生産段階への輸送プロセス</p>
7-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の製造プロセス <投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVCレジンの調達量 ・ 再生PVCの調達量

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 充填材の調達量 ・ 添加剤の調達量 ・ 表層および副資材の調達量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジン 製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 再生 PVC 製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 充填材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 添加剤の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 表層および副資材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <p><投入量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの輸送量 ・ 再生 PVC の輸送量 ・ 充填材の輸送量 ・ 添加剤の輸送量 ・ 表層および副資材の輸送量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 再生 PVC の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 充填材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 添加剤の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 表層および副資材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>③ 梱包資材の製造プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の調達量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>④ 梱包資材の生産段階への輸送プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の輸送量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの調達量 ・ 再生 PVC の調達量 ・ 充填材の調達量 ・ 添加剤の調達量 ・ 表層および副資材の調達量 <p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの輸送量 ・ 再生 PVC の輸送量 ・ 充填材の輸送量 ・ 添加剤の輸送量

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 表層および副資材の輸送量 <p>③梱包資材の製造プロセス <投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の調達量 <p>④梱包資材の生産段階への輸送プロセス <投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包資材の輸送量
7-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
7-5	シナリオ	輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。
7-6	その他	【原材料を複数のサプライヤーから調達している場合の特例】 原材料を複数のサプライヤーから調達している場合において、主要なサプライヤーから収集した一次データ(複数ある場合はその合計)の調達量が一定割合以上である場合は、当該一次データを他のサプライヤーの二次データ(複数ある場合は加重平均)として使用してもよい。ただし、当該割合は、代表性を確保するため 50%以上とする。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>生産段階は次のプロセスを対象とする。ただし実際の生産段階において存在しないプロセスについては、評価する必要はない。</p> <p>① 本体の製造プロセス</p> <p>a) 成型プロセス 成型プロセスには、バックカー層成型プロセス、チップ成型プロセスが含まれる。 ーバックカー層成型プロセスには、計量、混練、カレンダーロールおよび巻き取り裁断のプロセスが含まれる。 ーチップ成型プロセスには、計量・混練・カレンダーロール・粉碎のプロセスが含まれる。</p> <p>b) 熱圧着および圧延プロセス 複層ビニル床材の場合、熱圧着プロセスで表層が副資材と圧着される。</p> <p>c) 裁断プロセス 裁断プロセスには、裁断、梱包、保管のプロセスが含まれる。</p> <p>② 廃棄物等の輸送プロセス</p> <p>③ 廃棄物等および廃水の適正処理プロセス</p> <p>上記以外のプロセス(例えばサイト間輸送など)がある場合、そのプロセスも範囲に含む。</p>
8-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 本体の製造プロセス</p> <p>a) 成型プロセス <投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力、燃料の投入量 ・ 工業用水、上水の投入量 <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成型層の生産量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 工業用水、上水の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量

		<p>b) 熱圧着・圧延プロセス <投入物>・ 電力、燃料の投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p> <p>c) 裁断プロセス <投入物>・ 電力、燃料の投入量 <生産物および排出物> ・ 本体の生産量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p> <p>③ 廃棄物等の輸送プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物等の輸送量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p> <p>④ 廃棄物等および廃水の適正処理プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物等および廃水の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 廃棄物等および廃水の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 焼却される廃棄物由来の単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p>
8-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>①本体の製造プロセス a) 成型プロセス <投入物> ・ 電力、燃料の投入量 ・ 工業用水、上水の投入量 <生産物および排出物> ・ 成型層の生産量 b) 熱圧着・圧延プロセス <投入物> ・ 電力、燃料の投入量 c) 裁断プロセス <投入物> ・ 電力、燃料の投入量 <生産物および排出物> ・ 本体の生産量</p> <p>② 廃棄物等の輸送プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物等の輸送量</p> <p>③ 廃棄物等および廃水の適正処理プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物等および廃水の発生量</p>

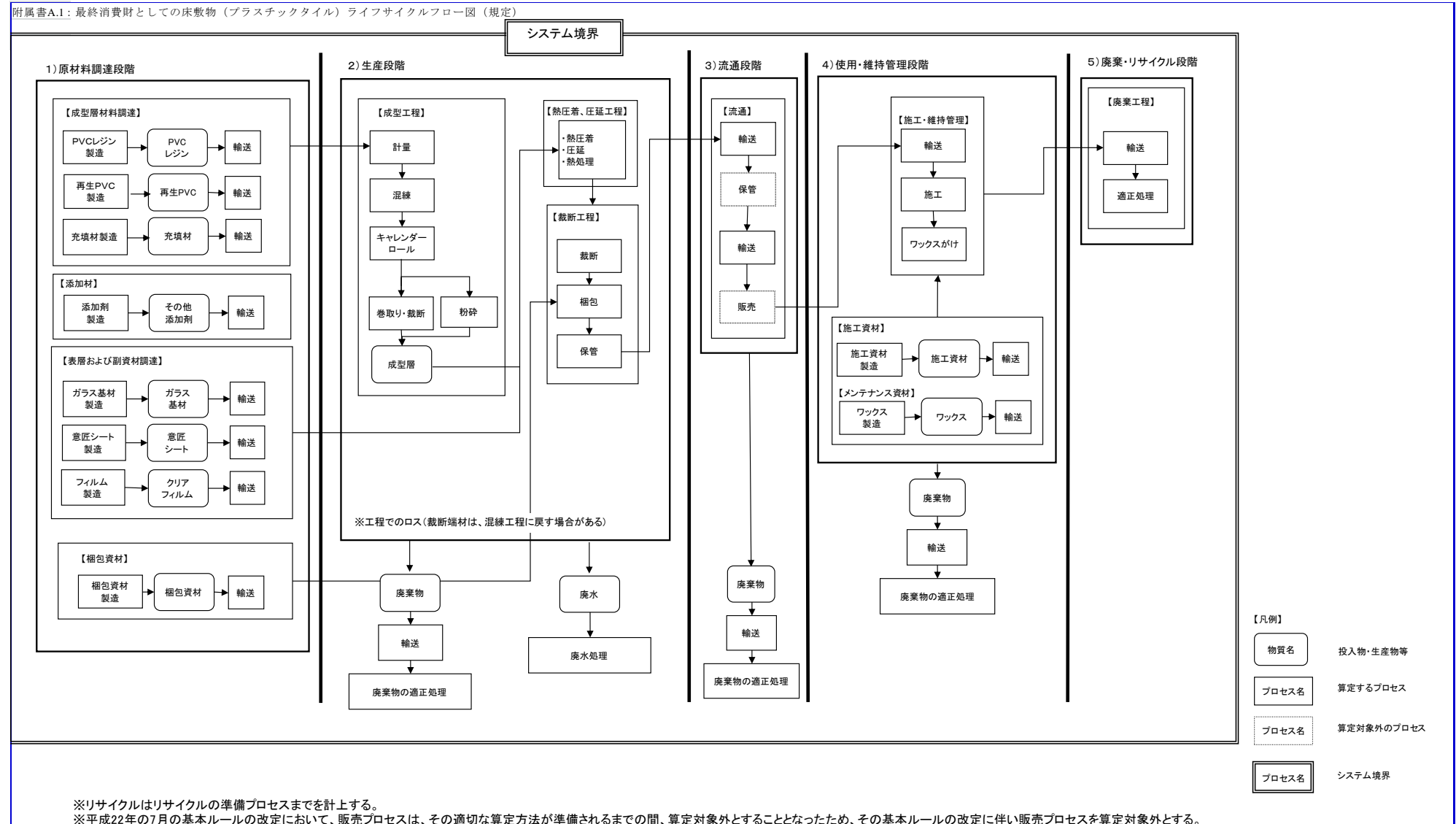
8-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>一次データの測定方法は、次の2通りが存在し、いずれの測定方法を用いてもよい。</p> <p>①プロセスの実施に必要な作業や機器および設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離等)ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積み上げる方法。(例: 設備の使用時間×設備の時間あたりの燃料消費=燃料投入量)</p> <p>この測定方法を用いた場合は、同様の積上げ計算を同じサイトで生産されるこのPCR対象製品以外の他の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げ結果の総合計が、サイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを示すこととする。機器、設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離など)は、管理日誌、管理ソフトウェアなどの記録を情報源としてよい。</p> <p>②事業単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法。 (例: 年間の燃料の総投入量を生産された製品の間で配分)</p> <p>この測定方法を用いた場合は、このPCRの配分方法に従う。ただし、事務所の空調、照明などの間接的燃料、電力に関しては、測定対象から除外できない場合には測定範囲に含まれることを認める。なお、投入量は、実測を優先するが、配合基準書を基データ(ただし、ロス率が考慮されていること)として算定しても良いこととする。ただし、データの妥当性に問題ないことを検証時に示すこととする。</p>
8-5	シナリオ	<p>【輸送に関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送に関して一次データの収集が困難な場合は附属書C(規定)のシナリオを使用してもよい <p>【廃棄に関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正処理に関して一次データの収集が困難な場合は、廃棄物の処理は、焼却処理100%とする。
8-6	その他	特に規定しない。
9 流通段階に適用する項目		
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【最終消費財の場合】</p> <p>流通段階は次のプロセスを対象とする。ただし、実際の輸送の中で存在しないプロセスについては検討しない。</p> <p>① 輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造サイトから目的地までの輸送に係るプロセス(生産サイトから保管倉庫、および店舗、直接販売の場合は生産サイトから施工現場に届くまでのプロセス) 保管倉庫における常温保管に係る影響は微小であるため評価対象外とする <p>【中間財の場合】</p> <p>流通段階は対象外とする。</p>
9-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 輸送プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> 本体および梱包資材の輸送量 梱包資材の廃棄量 流通段階で新たに調達される梱包資材の調達量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> 本体および梱包資材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 廃棄される梱包資材の適正処理に係る単位当たりのライフサイクル GHG 排出量 流通段階で新たに調達される梱包資材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量

9-3	一次データ収集項目	① 輸送プロセス <投入物> ・ 本体の輸送量 ・ 梱包資材の廃棄量 ・ 流通段階で新たに調達される梱包資材の調達量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	(8-4)に準ずる。
9-5	シナリオ	(8-5)に準ずる。
9-6	その他	特に規定しない。
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	【最終消費財の場合】 次のプロセスを対象とする。 ① 施工プロセス 施工の段階では、接着剤を使用し本体を貼り付ける。 ② ワックスがけプロセス 使用の段階では、ワックスを使い定期メンテナンスを行う。 ③ 廃棄物等の輸送および処理プロセス 使用・維持段階で発生する廃棄物は、梱包資材と施工の段階で発生する本体の端材を対象とする。 【中間財の場合】 使用・維持管理段階は対象外とする。
10-2	データ収集項目	① 施工プロセス <投入物> ・ 接着剤の投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 接着剤の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 接着剤の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ② ワックスがけプロセス <投入物> ・ ワックスの投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ ワックスの製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ ワックスの輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ③ 廃棄物等の輸送および処理プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物(梱包資材)の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 焼却される廃棄物由来の単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
10-3	一次データ収集項目	①施工プロセス <投入物> ・ 接着剤の投入量 ②ワックスがけプロセス <投入物>

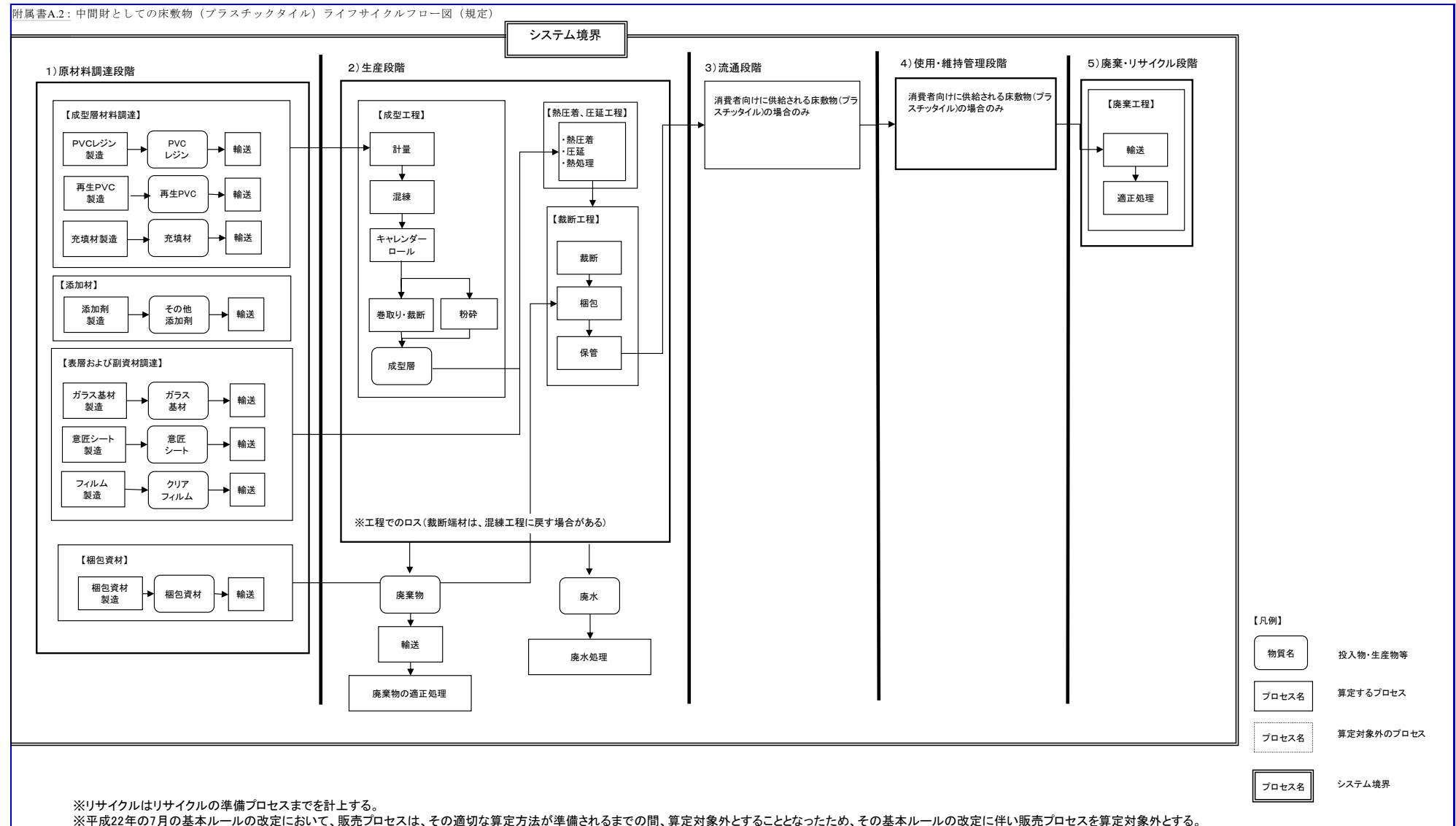
		<ul style="list-style-type: none"> ワックスの投入量 <p>③廃棄物等の輸送および処理プロセス <生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物(梱包資材)の発生量
10-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-5	シナリオ	<p>【施工に関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工の際の接着剤塗布量については 450g/m²とする。 (参考:メーカー3社 接着剤標準使用量 300~450 g/m²) <p>【ワックスがけに関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回のワックスがけの GHG 排出量については附属書 E(規定)を使用してもよい ワックスがけの回数は2回/年とする ワックスがけに係るプロセスについては、製品ごとに想定年数(想定使用年数)を元に、使用段階における GHG 排出量を算定する <p>【輸送に関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい <p>【廃棄に関するシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体のロス率(端材)は使用量の5%とする。 (参考:積算資料「2007 住宅と店舗の設計・見積資料」(建築工事研究会編) 内装工事 木製フローリングにおけるロス率3~5%) 一次データの収集が困難な場合は、使用・維持段階における廃棄物(梱包資材・本体の端材)の処理は、焼却処理100%とする
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 ① 廃棄プロセス 廃棄プロセスには、使用済み本体の輸送、適正処理が含まれる。
11-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。 ① 廃棄プロセス <生産物および排出物> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 焼却処理される廃棄物由来の単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	次の項目は、一次データを収集する。 ① 廃棄プロセス <生産物および排出物> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の発生量
11-4	一次データの収集方法および収集条件	(8-4)に準ずる。
11-5	シナリオ	(8-5)に準ずる。
11-6	その他	特に規定しない。

12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO₂ 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの ・共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの
13	表示方法	
13-1	表示単位	算定単位とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」および「商品種別算定基準(PCR)算定基準」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論すること。
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う ・ただし、カーボンフットプリント制度試行事業期間中は、同制度の目的を逸脱せず、消費者に誤認を与えない範囲で CFP 検証パネルが適当と判断した場合はその方法も認める ・「中間財」の場合は「中間財」として表示する
13-3	追加情報の表示	<p>【経年変化による削減率の表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者、事業者の GHG 排出量削減努力を適切に消費者に伝えるため、同一事業者による同一または類似と判断される商品に関する経年の削減量の表示を追加表示としてもよい <p>【形状・厚みの変更による削減率の表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者による類似商品に関しては、本 PCR において適切な検証を受けた場合、参考情報として比較した削減量の追加表示をしてもよい ・各プロセスを担う事業者ごとの削減努力を促す効果を期待し、プロセス別表示をしてもよい <p>上記を含む追加情報の表示内容に関しては、「CFP の削減率の算定方法について」で定められた「『削減率』を算定する対象製品が備えるべき基本的な条件」を満たし、CFP 検証パネルにおいて適当と認められた内容のみ表示することができる。</p>

附属書 A.1:最終消費財としての床敷物(プラスチックタイル)ライフサイクルフロー図(規定)



附属書 A.2: 中間財としての床敷物(プラスチックタイル)ライフサイクルフロー図(規定)



附属書 B: 輸送時の燃料消費に伴うライフサイクル GHG 排出量の算定方法(規定)

B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量(L)」を収集する。
- 2) 燃料使用量(L)と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kgCO₂e/L)」(二次データ)を乗算し GHG 排出量(kgCO₂e)を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費(km/L)」と「輸送距離(km)」を収集し、次の式により燃料使用量(L)を算定する。
燃料使用量(L) = 輸送距離(km) / 燃費(km/L)
- 2) 「燃料使用量(L)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kgCO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kgCO₂e)を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]を収集する。
- 2) 輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費によるライフサイクル GHG 排出量」[kg-CO₂e/tkm](二次データ)を乗じて、ライフサイクル GHG 排出量[kg-CO₂e]を算定する。

附属書 C:輸送シナリオ(規定)

この PCR における、一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオを次に示す。また、輸送シナリオ設定の考え方を附属書 D(参考) に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	①原材料調達輸送 <ul style="list-style-type: none"> 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
生産段階	①生産段階内でのサイト間輸送 <ul style="list-style-type: none"> 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
	②廃棄物等の処理 <ul style="list-style-type: none"> 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする
流通段階	①製造サイトから店舗等(宅配の場合は家庭)までの輸送 <ul style="list-style-type: none"> 国内輸送は 10 トントラックで 1,000 km 片道輸送、積載率 50 %とする 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
使用・維持管理段階	②接着剤・ワックスの輸送 <ul style="list-style-type: none"> 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
	②廃棄物等の処理 <ul style="list-style-type: none"> 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする
リサイクル段階	廃棄物等の処理 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする

※ 海運輸送距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意するものを使用する。

附属書 D: 輸送シナリオ設定の考え方(参考)

輸送シナリオ設定(輸送距離、輸送手段、積載率)の考え方を次に示す。

D.1 輸送距離

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定する。

<設定例>

(ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合: 50 km

【考え方】県央→県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合: 100 km

【考え方】県境→県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性のある輸送場合: 500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者→納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合: 1,000 km

【考え方】本州の長さ 1,600 km の半分強。

D.2 輸送手段

モーダルシフト等による物流 CO₂ 削減対策などのインセンティブが獲られるよう基本的にトラック輸送を想定し、物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定する。

<設定例>

(ア) 物流事業者による輸送: 10 トントラック

(イ) 生産者による輸送: 2 トントラック

D.3 積載率

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な積載率ではなく、ありうる低めの積載率を設定する。

<設定例>

- ・ 積載率が不明な場合: 積載率 50 %

附属書 E:ワックスがけシナリオ設定の考え方(参考)

この PCR における、一次データが得られない場合の使用・維持段階のワックスがけシナリオを次に示す。

ワックスがけのシナリオについて

- プラスチックタイル 1 m² 当たりのワックス使用量:10 [mL] (一般的なワックスの使用量)
- ワックスの比重:1.02(一般的なワックスの比重)
- ワックス 1 kg 当たりの GHG 排出量:X[kg-CO₂/kg] (事務局が提供した参考データを使用すること)
- プラスチックタイル 1 m² を 1 回ワックスがけした時の GHG 排出量:Y[kg-CO₂/m²]

$$Y = 10 * 1.0e-3 [L/m^2] * 1.02 [kg/L] * X [kg-CO_2 e/kg]$$
$$= 1.02e-2 * X [kg-CO_2 e/m^2]$$

文献

- (株)リンレイ:フローワックス
URL http://www.rinrei.co.jp/home_care/category/item/premise_wax/item_02.html [平成 23 年 9 月 1 日参照]